

公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた事案の概要

- ▶ 中部電力および中部電力ミライズは、2021年10月5日に公正取引委員会の立入検査を受けて社内調査を実施した結果、当時の本店ガス事業部門の特定の役職員2名が、別の時期に、それぞれ一部の案件において、東邦ガスの役職員との間で、受注調整が疑われる行為を実施していたことが確認されたため、同委員会に課徴金減免申請を行った。
- ▶ その後、公正取引委員会の調査に全面的に協力し、必要な報告等を都度実施するとともに、同委員会の求めに応じて東邦ガスの役職員との接触についてもすべて報告してきた。
- ▶ 公正取引委員会による審査の結果、2016年11月から2021年6月までの期間に、23件の大口需要家向け都市ガス供給について独占禁止法に違反する行為（本件受注調整）を行っていたと認定された。
- ▶ これまでの社内調査において、上記特定の役職員の上席者にあたるガス事業部門を担当していた元役員が、一部の案件の報告を受けていた等の疑いがあることが確認されており、それ以外に、本件受注調整に関与した者や本件受注調整を行っていたことを認識していた者は確認されていない。
- ▶ 公正取引委員会からの命令に係る法的責任の所在については、現在、監査役が、社内調査結果も踏まえ、改めて調査を実施している。

＜本件受注調整と特定の役職員との関係＞

本件受注調整の対象案件※（供給開始時期）	特定の役職員
番号1（2017.2.24）～15（2018.3.1）	元執行役員 〔一部の案件について上席者である元役員が報告を受けていた疑い〕
番号16（2020.7.1）～23（2022.12.3）	部長クラスの従業員

※ 公正取引委員会の排除措置命令書「別紙1」に記載の大口需要家向け都市ガス

以上